

2015 9/26

中小企業税制についてこれまで本欄において何度か論じてきた。来年度の税制にかかわる議論が本格化する時期となったが、その際、留意すべき事項は次の3点である。

第1に、中小企業の7割は赤字で法人税を支払っていない。中には、節税目的で意図的に赤字を計上する企業も少なからずみられる。第2に、税の優遇措置を享受できるのは一部の黒字企業にとどまる点だ。第3に、大手企業では優遇措置の適用を受けるために資本金を1億円にまで減資する動きがみられる一方、同1億円超の中小企業は極め

て少ない。中小企業税制が企業の資本政策にゆがみをもたらしている。

要するに、現在の税制では経営者や企業による節税行動への目配りが十分でないため、制度のらん用ないし税目間での裁定取引が可

### 大機小機

能となっているのである。実際、会社の所得に適用される中小法人税率は軽減後でも15%と、経営者所得に対する所得税率と比べて10%程度高い。

そのため、経営者に報酬をなるべく多く支払って会社の所得を赤字にして、経

## 中小企業税制に潜む抜け道

営者の家計と会社とを合わせた税負担を最小化しようとする行動が少なからずみられるのだ。

では、どうすればいいのだろうか。税の優遇措置の適用範囲を限定した上で、法人税の軽減税率をさらに引き下げればよいのである。優遇措置は現在、資本金が1億円以下であれば大企業の子会社を除きすべての企業に適用される。この適用範囲を限定するには、中小企業基本法上の300人以下という従業員基準を追加するのが望ましい。所得税の税率は課税所得195万円以下で5%、330万円以下は10%であ

る。それゆえ、軽減後の法人税率もこの水準にまで引き下げ、330万円超は現行どおり15%とすれば、所得税との間の裁定取引は止む。

加えて、所得計算の適切性を確保するべく、経営者家計が本来負担すべき費用が会社の経費に付け替えられていないかチェックする必要がある。そのためには、例えば3期連続して赤字の企業には、商工会議所や商工会の経営指導を受けること、あるいは会計参与の設置を求めることによるなど、第三者による経営監視機能を高める措置の導入が求められる。(春日)